

宇部協立病院指定（介護予防）通所リハビリテーション事業運営規程

（事業の目的）

第1条 人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 利用者がその能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るための援助を行う。

（事業所の名称等）

第3条 事業の名称及び所在地

- I 名称 宇部協立病院
- II 所在地 宇部市五十目山町 16-23（宇部協立病院 2階）

（職員の職種・員数・職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種・員数・職務の内容

- <管理者> 医師 1名
- ・管理者は通所リハビリテーションに携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- <従業者> 医師 1名
- ・医師は利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
 - 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士又は歯科衛生士 10名
 - ・理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士は医師と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。また検温・血圧測定等の健康管理を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 （介護予防）通所リハビリテーションの営業及び営業時間

- I 営業日 月曜日から金曜日まで
但し、国民の休日、12月30日から1月3日、夏季休暇3日間を除く。
- II 営業時間 午前8時30分から午後5時00分まで
- III 実施時間 1単位目 午前9時から午後12時30分
2単位目 午後1時30分から午後4時00分
- IV 利用定員 1単位目 20名以内 2単位目 20名以内

（内容）

第6条 （介護予防）通所リハビリテーションの内容

- I 健康管理
- II 体操
- III 個別リハビリテーション
- IV 利用者の評価
- V 介護者への支援

（利用料等）

第7条 通所リハビリテーションを利用したときの利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額の利用者の介護負担割合証に記載されている利用者負担の割合の額とする。

その他、当所の紙おむつご使用の際は実費をいただきます。

(実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は宇部市内とする。

(緊急事態・事故発生時の対応)

第9条 通所リハビリテーション実施中に、利用者の病状に急変、その他事故などの緊急事態が生じた時は、必要に応じて緊急応急の手当てを行うとともに、速やかに医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。
その後、家族ならびに関係部署へ連絡する。

(秘密の保持)

第10条 従業者は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密の保持をする。従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(相談、苦情申立窓口)

第11条 提供した事業に関する利用者からの相談・苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談・苦情を受け付けるための窓口を以下のとおり設置する。

受付窓口：宇部協立病院 リハビリ科 担当：角 (0836)-33-6111

受付時間：平日：午前8時30分から午後5時00分

(非常災害対策)

第12条 当院に定めている消防計画に基づいて実施する。

(虐待防止に関する事項)

第13条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発防止のため、以下を実施する。

- I 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- II 虐待防止のための指針の整備
- III 虐待防止のための従業者への定期的な研修実施
- IV 上記I～IIIに掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(衛生管理)

第14条 感染症の予防及びびまん延防止に努めるため、当院に定めている感染対策に基づいて必要な研修及び訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(事業継続計画)

第15条 感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービス提供を受けられるよう、当院に定めている事業継続計画（BCP）に基づいて必要な研修及び訓練を実施する。

付則

この規程は、2023年12月1日から施行とする。

この規程は、2024年3月26日から施行とする。

この規程は、2024年6月1日から施行とする。

この規程は、2024年12月1日から施行とする。

この規程は、2025年3月1日から施行とする。

この規程は、2025年6月1日から施行とする。